

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回登米市立図書館協議会
開 催 日 時	令和5年3月23日(木) 午後1時30分開会 午後3時15分閉会
開 催 場 所	中田生涯学習センター 2階 学習室
議 長 (委 員 長 又 は 会 長) の 氏 名	西條正典会長
出席者(委員)の 氏 名	三浦てい子副会長、佐々木絹子委員、八嶋賢子委員、加藤弘子委員、佐々木芳子委員、竹内透史委員
欠席者(委員)の 氏名	富士原抄子委員、阿部よし江委員、後藤美和委員、
事務局職員職氏 名	教育部長 小林和仁、教育部次長 菅原正博、生涯学習課長 山形敦、主査 伊東智、中田生涯学習センター所長 菊地孝之、迫・登米図書館長 及川幸記、副館長 伊藤知幸、迫図書館事務員 野家文恵、登米図書館技術主幹 本間文
議 題	令和4年度登米市立図書館(室)事業実施状況について 令和5年度登米市立図書館(室)事業計画(案)について 登米市図書館構想の見直しについて
会 議 結 果	令和4年度登米市立図書館(室)事業状況について、令和5年度登米市立図書館(室)事業計画(案)について、及び登米市図書館構想の見直しにて説明を行い、図書館運営、図書館構想に対して、意見を頂いた。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	第2回 登米市立図書館協議会 (1) 令和4年度登米市立図書館(室)事業実績報告について (2) 令和5年度登米市立図書館(室)事業計画について 電子書籍・電子図書館について 資料1 新図書館整備に係る令和4年度の取組について 資料2 新図書館整備に関する市民アンケートの調査結果【概要版】

会 議 資 料	資料3 登米市の新しい図書館を考えるワークショップ 実施報告書 資料4 登米市図書館構想見直しに係る新旧対照表 資料5 登米市図書館構想(素々案)
---------	---

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局	開会
会長	あいさつ
事務局	欠席の委員が3名、出席が過半数であり、登米市図書館協議会規則第2条第3項の規定に基づき会長が議長となる。
議長(会長)	<p>—協 議—</p> <p>(1) 令和4年度登米市立図書館(室)事業実施状況についての説明を事務局をお願いします。</p>
事務局	【資料に基づいて事業状況を説明】
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。</p> <p>質問がなければ、(2)令和5年度登米市立図書館(室)事業計画(案)について事務局より説明願います。</p>
事務局	【資料に基づいて事業計画(案)を説明】
議長(会長)	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。
委員	読み聞かせ研修会を行ったが、来年度は実務的な研修会を行ってほしいと思います。また、上杉文庫の購入で市民一人当たりの本の購入費が増えているが、学校図書館や市の図書館の本の予算はどうなっているのでしょうか。
事務局	<p>研修会は今年度の単年の計画ではなく、来年度は何を行うか検討しながら実施したいと考えています。</p> <p>学校によって予算は相違しており、10万円～20万円程度で推移していると認識しています。</p> <p>市の予算は、宮城県の本の一人当たりの平均単価2分の1で予算要求を行っており、例えば県が200円/1人であれば、市では100円/1人になるよう要求しています。今後できるだけ県平均に近づけるように努めたいと思います。</p>
委員	来館者が増えているが、貸出人数、冊数が減っているとのことだが、どのような対応を考えているのでしょうか。
事務局	データを見ると10歳以下とその親の30、40代の世代が減っているようなので、参加型のイベントを行うなど図書館に目を向けて頂くよう努力したいと思います。
議長(会長)	他に質問はありませんか。
事務局	質問がなければ、資料の電子書籍・電子図書館について説明を行いたいと思います。

事務局	【資料に基づいて電子書籍・電子図書館について説明】
議長(会長)	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。
委員	県図書館では、導入時のコスト面や、利用できる権利は1人だけなので、学校で権利を所有することで複数が利用する例などがあり、導入についていろいろ検討しているが、実施に至らない状況にあります。
委員	デメリットに貸出回数、閲覧有効期限とあるがどの程度になるのでしょうか
事務局	回数は52回、有効期限は2年が標準的なものとなります。人気があればすぐ回数になることや、人気のない本を2年間も所有する必要があること、また、回数、期限に到達したらライセンスを再度購入する必要があります。
議長(会長)	他に質問がなければ、(3)登米市図書館構想の見直しについて事務局より説明願います。
事務局	【図書館構想の見直しについて説明】
委員	読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)は、視覚障害者だけではなく、本を読みたいが本を読めない人の読めない環境をなくすことが読書バリアフリー法の主旨だと言われています。構想では、バリアフリーと言葉は使われていますが、それが読書バリアフリーと繋がっているような書き方を意識した方が良いと思います。 アウトリーチサービスは、対象とする人を明確にすることで具体的なサービス、施設が見えてくるので方針が固まってくるのではないかと思います。 3カ所の施設が一つになれば、電子図書も必要となるのではないかと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。頂いたご意見を参考に、素々案の修正を行いたいと思います。
委員	公民館、ふれあいセンターなどに図書館設備はあるのでしょうか。
事務局	施設に図書コーナーや図書室などが設けられています。
委員	この構想に、公民館図書室についての記載はあるのでしょうか。
事務局	公民館図書室との連携について記載はありません。今後、必要性については、検討して判断させていただきます。
委員	市内を30分程度で行き来できるが、交通が不便な地域にブックモバイルもいいのではないのでしょうか。

事務局	ブックモバイル・移動図書館は、バスの購入費、運転する人の経費など実施するためには課題がりますので、今後、検討して行きたいと思えます。また、電子図書についても検討したいと思えます。
委員	新しい図書館はいつ出来るのでしょうか
事務局	今年度は構想を整備するため、委員の皆さまからご意見を頂いておりますが、施設をどのようにするかなどハード事業については、未定でありますので、具体的に何年度に出来るとか言える状況ではございません。 この構想が出来上がり、方向性が見えましたらお知らせしたいと思えます。
委員	図書館が一つになったら現在の図書館はどうなるのでしょうか。
事務局	迫図書館、登米図書館は新しい図書館へ移転すると考えております。
委員	図書館がなくなった地域への対応はあるのでしょうか。
事務局	近くの図書館がなくなった地域に対して、図書の借受、返却を近くの公民館で行うことやブックモバイル、電子図書館などいろいろな補完する方法があると思えますので、今後、図書館整備を進めて行く中で、具体的に考えて行きたいと思えます。
委員	③次世代を担う子供たちの読書を推進する【機能・サービス等】にある高等学校との連携の間に支援学校を入れても良いと思えます。
議長(会長)	他にご質問、ご意見がなければ、議事を終了させていただきます。
副会長	閉会のあいさつ
	(閉会)